

会議録

会議の名称	平成21年度第4回 西東京市スポーツ振興審議会
開催日時	平成21年10月19日（月曜日） 19時00分から20時00分まで
開催場所	保谷庁舎4階 第4会議室
出席者	審議会委員：北岡委員、内田委員、土屋委員、指田委員、岡田委員、三原委員、永村委員、福間委員、金子委員（9名） 事務局：飯島課長、佐々木課長補佐、福田主査（3名）
議題	1.西東京市スポーツ施設条例及び西東京市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（案）について 2.西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱の一部改正（案）について 3.その他
報告事項	1.体育指導委員の委嘱及び解嘱について 2.スポーツ及び文化に関する事務の管理及び執行について 3.その他
会議資料の名称	当日配布： 資料1-1 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（案） 資料1-2 西東京市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（案） 資料2-1 西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱新旧対照表 資料2-2 西東京市スポーツ振興事業補助金交付額対照表 資料3 西東京市体育指導委員の解嘱及び委嘱について 資料4 文化・スポーツ行政の推進体制について
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>会長挨拶 配布資料確認（事務局）</p> <p>1 議題 西東京市スポーツ施設条例及び西東京市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（案）について</p> <p>会長： 事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局： 報告事項の（2）に密接に関連していますのでこちらから説明させていただきます。現在スポーツ振興課は教育委員会に属しておりますが、平成20年4月1日付けで地方教育行政</p>	

の組織及び運営に関する法律が改正され、スポーツ（学校体育を除く）及び文化（文化財保護を除く）に関する事務について、長が直接執行管理できることになりました。これを受けて西東京市では、平成22年4月1日からスポーツ振興課を市長部局へ移管し、「生活文化スポーツ部」に属してスポーツ振興の事務を所掌することになりました。その経緯について簡単に説明しますと、まず今年6月に市長が組織改正について、教育委員会に対し意見を聴くため、照会を行いました（以下資料4参照）。翌7月に教育委員会より、文化及びスポーツに関する事務については市長が所管することが適当であること、なお、生涯学習の総合調整機能、市立小学校を拠点とする地域生涯学習事業、公民館・図書館の社会教育事業については、引き続き教育委員会で所管することが適当であること、スポーツ施設及び審議会等を市長が所管することについても適当であること、との回答をいたしました。それを受け、以上の内容を盛り込んだ条例「西東京市スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例」を本年9月議会に上程、議決をいただいたところです。これにより平成22年4月1日からスポーツ振興課は、市長部局に新設される「生活文化スポーツ部」に所属し、「スポーツ振興係」「国体推進担当」の2係のような体制となる予定となっております。

以上の組織改正を受けての今回の条例改正案となっております。両案とも趣旨としては事務の所管が変わることに伴う文言整理ですので、各条文についての説明は省略させていただきます。スポーツ施設条例につきましては基本的に「教育委員会」が所管しているものについては「市長」に文言整理をする、という内容の改正になっております。スポーツ振興審議会条例につきましては、これまで「教育委員会」が諮問していたところを「市長」が諮問することになること、また庶務体制については「教育部スポーツ振興課」から「生活文化スポーツ部スポーツ振興課」へ組織改正に併せて文言整理をする、という内容となっております。

会長：

ご意見・ご質問があればお願いします。いかがでしょうか。

委員：

業務内容は変わらないのですか。

事務局：

変わりません。組織としてはスポーツ振興係の他に平成25年の国体に向けて「国体推進担当」ができる予定です。人数を含めどういう体制になるかはまだこれから検討されます。

委員：

生活文化スポーツ部にはスポーツ振興課のほかにどんな部署が入りますか。

事務局：

市民文化祭や市民まつりをはじめとする文化振興業務と市民交流業務を所管する「（仮称）文化振興課」、市民との協働の推進や男女平等の啓発・推進、暮らし支援及び平和業務等を所管する「（仮称）協働コミュニティ課」、そして商工業・農業の振興を所管する「産業振興課」です。

会長：

ほかに質疑はございませんか。それでは議題1については了承したということによろしいですか。

異議なし

会長：

それでは議題2に移ります。

西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱の一部改正（案）について

会長：

事務局から説明をお願いします。

事務局：

スポーツ振興事業補助金につきましては、全国大会等上位の大会への出場に対して旅費及び宿泊費の負担を軽減することを目的としたものですが、現行の要綱では目的地までの距離に関わらず一律に個人は上限1万円、団体は上限2万円となっております。近年、海外の大会に出場するケースも出てきておりますが、それに対しても同額の補助額ということになります。遠方の大会や、海外の大会に出場資格がありながら、補助額が少額であるために出場を見送るケースもいくつか見受けられております。そのような状況から補助金の趣旨に照らして金額の設定を見直すべきではないか、と考えまして、今回要綱の第6「補助の限度額等」の金額設定の変更を主な内容とする改正案をお示しすることにいたしました。

改正の要点としましては、大会の開催地を地域別に4つに分け、それぞれ補助の限度額を設定しました。開催地が東京都内の場合には過去に申請の実績もないことから、上限を個人2,500円・団体5,000円といたしました。東京都を除く関東甲信越及び静岡県につきましては、日帰りが可能な地域と考えまして上限を個人10,000円・団体20,000円といたしました。関東甲信越および静岡県につきましては同じく個人25,000円・団体50,000円、国外の場合には同じく個人40,000円・団体80,000円を、それぞれ上限といたしました。予算の関係もありますので、あまり高額の設定はできませんが、スポーツ振興の観点から一定の成果が上げられるのではないかと考えております。資料2-2は平成20年度の補助金交付実績を、現行の要綱と改正案とにそれぞれ当てはめたものでございます。参考までにご覧ください。

なお、本補助金はスポーツ振興基金の利息の運用により実施してきた事業で予算額は30万円でございますが、今後改正要綱を承認していただき、新要綱で事業実施した場合、申請件数が増え、予算額を超える事態になった場合においては、スポーツ振興基金の取り崩しを行って本事業に充てていきたいと考えております。よろしくご審議の程お願いいたします。

会長：

委員からご意見ご質問があればお願いします。

委員：

今年保谷中学校が水泳で全国大会2位になりましたが、そのような学校教育の範疇の中で行われるものと、スポーツ行政の中で行われるものとの関係は、今改正によって何か変わりますか。

事務局：

学校教育における生徒の大会出場経費につきましては、教育指導課で補助の制度を設けております。中学校のクラブ活動で全国大会・関東大会などに出場した場合はそこから補助を行います。スポーツ振興課の補助金交付事業は学校教育以外を対象としております。小中学校の生徒が個人的に所属している地域のクラブなどから出場する場合は、教育委員会からは支出できませんので、スポーツ補助金を活用していただく、ということになります。

す。

委員：

要綱第5条の対象経費ですが、交通費と宿泊費となっていますが、大会参加費については対象にならないのですか。

事務局：

対象にはなりません。そこまで対象にできれば理想的かとは思いますが、補助の対象経費につきましては「西東京市職員の旅費に関する条例」を準用しておりますので、そちらの条例で参加費が対象になっていない以上、要綱上認めるのは困難です。ただ、今後の検討課題とはさせていただきます。

事務局：

そもそもの発想としては、大会参加費が高いために参加を見合わせるというよりは、交通費・宿泊費の負担が大きいために参加を躊躇することのほうが考えられるので、それを軽減するために補助をする、ということから始まった制度だと思います。費用の大半を占めるのは交通費と宿泊費ですので、大きな影響はないかと思っています。

委員：

申請額が予算額を上回った場合、基金を取り崩すということですが、利子の運用を継続するためには、できるだけ元金を減らさないようにすることが必要かと思いますが、何か対策を考えていらっしゃいますか。

事務局：

平成20年度から導入されたスポーツ施設の管理運営に指定管理者制度を導入しましたが、そこで生み出される利益のうち、2分の1を市に還元していただくということで指定管理者との間で協定を結んでいまして、20年度において約766万円を還元していただいています。そういうことが想定されていたため、本審議会にもお諮りしましたが、21年3月の議会でスポーツ振興基金条例を改正し、それまで利息のみの運用となっていた基金の本体、20年度末で約8350万円ございますが、そちらについても取り崩しができるようになっております。本基金はスポーツに関するソフト事業に充当することを目的として設立されたものですので、本体を取り崩す場合においてもソフト事業にのみ充当していくことになっております。

委員：

利益還元金は毎年同じくらいの額が見込まれているのですか。

事務局：

今回は初年度で、見込みより多く還元されています。今後は試算によると400万、200万と次第に少なくなっていく見込みです。

委員：

それが基金に積み立てられていくわけですか。

事務局：

行政上の手続きがありますが、結果としてはそうなります。

委員：

利率の悪い時代なので、残高を下げずにうまく運用して、本体は何かのために残しておくことを考える必要があると思いますが、今後は還元金の範囲内で運用していく、ということでしょうか。

事務局：

基本的には従来どおり利息を活用すること、そして指定管理者からの利益還元額を限度

にその年度のスポーツ振興事業に充てていくこと、という基本方針を立てております。ただし、平成25年度に行われる国体の関係で、ソフト事業においてもかなり費用がかかる見込みになっておりますので、それ以上の取り崩しを行って国体の運営に充てていくことになろうかとは思っております。

委員：

今後の基金の積立見込みとしては指定管理者からの利益還元金と利息の2つということですね。

事務局：

現状としてはそうです。若干話がそれますが、スポーツセンターやこもれびホールを運営していた西東京市文化・スポーツ振興財団が解散し、今精算を行っているところですが、そこで蓄財された現金が7億円ほどあり、それを市に寄付するという話になっています。市の財政計画上は「財政調整基金」に繰り入れる計画になっていますが、現場の立場としては文化・スポーツで生み出されたものですから、スポーツ振興基金にも一部繰り入れてほしい旨を、今後働きかけていきたいと考えております。

委員：

国体を控えて、都体協加盟の各競技団体も地元のジュニアを対象に、国体で得点を取れる選手の養成に向けて教室等様々な事業を始めています。特に中体連に加盟していないような競技については、競技団体主催の全国大会などに自費で参加するケースもありますので、予算の上限はあると思いますが、今後そういうものも増えてくると思いますので、そこに参加する西東京市の子供たちにとって役立つよう、活用していただきたいと思います。

会長：

他にございませんか。本改正案についてはお認めするというところでよろしいでしょうか。

異議なし

会長：

それでは承認といたします。続いて議題のその他、何かございますか。

なし

会長：

それでは報告事項に移ります。報告事項1について、事務局からお願いします。  
体育指導委員の委嘱及び解嘱について（資料3）

事務局：

西東京市の体育指導委員につきましては20名の定員で活動を行っております。任期は2年で、平成21年4月1日から新たな任期で委嘱を行ったところでございます。西東京市の場合は公募で募集を行っておりますが、委嘱直前の段階で仕事の都合により1名が辞退され、その後さらに4月末日を持って1名が、やはり仕事の都合で退任され、2名の欠員が生じていました。そこで8月に追加の募集を行い、面接や所定の選考委員会を行いまして、10月1日付で今回お示した2名を委嘱させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

簡単にご紹介させていただきますと、榎本日出夫さんという方は埼玉県の前中学校の教員で長年バレーボールの指導をされていた方で、最後は小学校の校長を勤められて定年退職された方です。今後は地域のためにお役に立ちたいということで応募されました。赤沢賢一さんという方は旧保谷市時代に12年間体育指導委員を務められた方で、仕事の都合でしばらく離れていましたが、最近になり時間が作れるようになったため、再びやってみたいと応募されました。応募者は男性4名、女性1名の計5名でした。

委員：

体育指導委員の任期は5期10年までという内規があった時期がありましたが、今はないのですか。

事務局：

今はございません。

委員：

報告事項の2は済んでいますので、3の「その他」で何かございますか。

事務局：

定例会がしばらく休会しておりましたので、この間スポーツ振興課で関わってきた事業等についてご報告させていただきます。

まず、10月12日に毎年恒例の市民スポーツまつりが晴天の下開催されました。参加者は実行委員会からの報告によると3,500名ということで、昨年より1,500~2,000名少なくなっています。おそらく新型インフルエンザの関係かと思われそうですが、子供たちの参加が少なかったように感じられました。今年は指定管理者にもご協力いただきまして、臨時のトイレや食事用のテント・テーブル・イスなどご用意いただきました。特に事故もなく実施できました。

10月18日には東京都バスケットボール協会の協力を得て、総合体育館において東京都バスケットボール選手権の試合を5試合開催させていただきました。この目的としましては、総合体育館が国体の会場となりますので、実際にそこで公式戦を行うことによって、都バスケットボール協会や審判など専門家の方々からご意見を頂きながら、施設の課題や運営上の課題などの掘り起こしを行って、国体の大会を成功できるように取り組んでいきたい、ということでございます。今年度の課題を生かしながら来年度も引き続き会場提供を行ってしていきたいと考えております。

夏の話になりますが、国体のデモンストレーション競技として早稲田のグラウンドをお借りしてティーボール競技を開催する予定ですが、それに先立ちまして早稲田大学の吉村先生のご協力をいただき、教職員の研修という位置づけの中で体育指導委員も一緒になって、8月5日にけやき小学校をお借りしてティーボールの初級公認指導者認定講習会を開催いたしました。前半が机上講習、後半が実技という形で半日ほどの講習でした。来年度はスポーツ振興課で予算を組み、初級のみならず中級の講習会も行い、指導者を増やすことによってティーボールを広げていきたいと考えております。11月15日にも市内で大会があり、11月8日にもけやき小で中級講習会が行われ予定になっております。

来年3月の予定ですが、中学生の駅伝大会が開催されるということで、都の教育委員会から連絡がありました。西東京市からも選抜チームが参加すると伺っております。予算計上のない中でのお話ということで、教育課程内の話なので直接的な協力は難しいのですが、ユニフォーム等揃えられるよう教育指導課に働きかけていきたいと思っております。

会長：

他にございませんか。事務局から何かありますか。

事務局：

来年度以降、平成25年度までは国体関連事業が中心になってくると思います。発起人会の立ち上げや準備委員会、実行委員会と、公立学校の校長先生方をはじめ数多くの団体にご協力いただかなければならないと思います。本審議会の委員の方々にも色々お願いさせていただくことが数多く出てくるかと思しますので、そのような動きが出てまいりましたらその都度ご相談させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

会長：

次回の定例会予定通り開催となりますか。

事務局：

スポーツ振興事業補助金の申請がなければ今の時点では特に議題はございません。開催となれば11月16日になります。後日ご案内いたします。

会長：

以上で本日の議題は全て終了しましたので閉会いたします。